

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

佐賀県人事委員会委員長 坂本洋介

佐賀県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（第6条及び第12条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。）となった者</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（第6条及び第12条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。）となった者</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 特例退職手当通算法人職員（退職手当条例第8条第1項に規定する特例退職手当通算法人職員をいう。以下同じ。）のうち人事委員会の定める者</u></p>

改正前	改正後
<p>エ・オ 略</p> <p>第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第5号から第9号までに掲げる者</u>にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>オ・カ 略</p> <p>第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第5号から第10号までに掲げる者</u>にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 特例退職手当通算法人職員のうち人事委員会の定める者</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。